

行田市訓令第 7 号

本庁

出先機関

教育委員会

選挙管理委員会

公平委員会

監査委員

農業委員会

固定資産評価審査委員会

消防本部

公営企業

行田市の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（令和 6 年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

行田市長 行 田 邦 子

第 4 1 条中「第 2 6 条第 1 項第 2 号」を「第 2 5 条第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。